

低入札価格調査制度に関する事務処理要領

〔平成 15 年 1 月 28 日〕
総務第 1100 号

〔沿革〕平成 8 年 8 月 1 日付け建振第 153 号制定、平成 9 年 4 月 1 日一部改正、平成 12 年 1 月 18 日一部改正、平成 15 年 1 月 28 日付け総務第 1100 号全部改正、平成 16 年 3 月 29 日付け総務第 1300 号一部改正、平成 16 年 7 月 8 日付け総務第 268-1 号一部改正、平成 17 年 1 月 27 日付け総務第 886 号一部改正、平成 17 年 8 月 25 日付け総務第 513-1 号一部改正、平成 18 年 3 月 24 日付け総務第 1125 号一部改正、平成 19 年 6 月 21 日付け総務第 306 号一部改正、平成 19 年 10 月 15 日付け総務第 687 号一部改正、平成 21 年 1 月 19 日付け総務第 929 号一部改正、平成 21 年 3 月 30 日付け総務第 1252 号一部改正、平成 21 年 5 月 18 日付け総務第 149 号一部改正、平成 21 年 10 月 30 日付け総務第 720 号一部改正、平成 22 年 3 月 15 日付け総務第 1183 号一部改正、平成 23 年 3 月 25 日付け総務第 428 号一部改正、平成 23 年 5 月 16 日付け総務第 23 号一部改正、平成 24 年 2 月 16 日付け総務第 261 号一部改正、平成 25 年 5 月 20 日付け総務第 39 号一部改正、平成 25 年 7 月 5 日付け総務第 82 号一部改正、平成 25 年 10 月 17 日付け総務第 172 号一部改正、平成 28 年 5 月 9 日付け総務第 37 号一部改正、平成 29 年 5 月 15 日付け総務第 44 号一部改正、平成 31 年 3 月 28 日付け総務第 236 号一部改正、平成 31 年 3 月 29 日付け総務第 242 号一部改正、令和元年 5 月 16 日付け出総第 9 号一部改正、令和 2 年 3 月 17 日付け出総第 282 号一部改正、令和 2 年 9 月 16 日付け出総第 160 号一部改正、令和 3 年 3 月 8 日付け出総第 345 号一部改正

(趣旨)

第 1 この要領は、県営建設工事の入札における低入札価格調査制度の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査制度 地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項 (第 167 条の 13 において準用する場合を含む。) 及び第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定に基づく、「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者 (以下「最低価格入札者」という。) の当該申込みに係る価格 (以下「入札価格」という。) によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者 (以下「次順位者」という。) を落札者とすることができる」場合において、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあるかどうかについて調査する制度をいう。
- (2) 契約担当者 会計規則 (平成 4 年岩手県規則第 21 号) 第 2 条第 10 号に規定する者をいう。
- (3) 本庁各課等 会計規則第 2 条第 2 号に規定する本庁の各課等をいう。
- (4) 地方公所 予算規則 (昭和 39 年岩手県規則第 12 号) 第 2 条第 2 号に規定する地方公所をいう。
- (5) 審議会等 県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程 (昭和 56 年岩手県告示第 412 号) 第 14 条で定める競争入札審議会及び第 15 条で定める地方競争入札審議会並びに特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する規程 (平成 8 年岩手県告示第 427 号) 第 10 条で定める一般競争入札審議会をいう。
- (6) 電子入札システム 県営建設工事に係る電子入札実施要領 (平成 17 年 1 月 12 日付け総務第 839

号) 第2条第1号の規定に基づき、入札案件の登録から参加申請、入札、落札者の決定までの事務について、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により行うシステムをいう。

- (7) 工種(科目) 新土木工事積算体系(平成8年4月1日付け建設省技調発第90号通知土木請負工事における設計書及び工事数量総括表に関する標準的な構成内容について別冊)に規定する工種又は公共建築工事内訳書標準書式(平成15年3月20日官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議決定)2(2)に規定する科目をいう。

(調査基準価格の設定)

第3 特定調達契約の対象となる工事の調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額(1円未満切捨て)の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。また、特別なものについては、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で契約担当者の定める割合を予定価格に乘じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項以外の工事の調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額(1円未満切捨て)の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の6を乗じて得た額

3 調査基準価格は、予定価格調書に記載するものとし、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た額を「(調査基準価格(税抜き)〇〇円)」と記載するものとする。

4 予定価格が5億円未満の工事の入札においては、「調査基準価格」を「制度適用価格」と読み替える。

(失格基準価格の設定)

第3の2 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいるときは、次のとおり失格基準価格を設定するものとする。ただし、下記(1)及び(2)において算定対象者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、当該入札価格を調査基準価格に置き換えて合計額を算定するものとする。

- (1) 入札者(予定価格を超過して入札した者を除く。以下第3の2において同じ。)が5者以上の場合は、入札価格の低い順に入札者の8割(小数点以下切上げ)の者を失格基準価格の算定対象者とし、その合計額に10分の9.5を乗じ、算定対象者数で除して得た額(1円未満切捨て)
- (2) 入札者が4者又は3者の場合は、入札価格の低い順に入札者の8割(小数点以下切捨て)の者を失格基準価格の算定対象者とし、その合計額に10分の9.5を乗じ、算定対象者数で除して得た額(1円未満切捨て)
- (3) 入札者が2者又は1者の場合は、調査基準価格に10分の9.5を乗じて得た額(1円未満切捨て)

(入札参加者への周知)

第4 入札課長又は地方公所の長は、低入札価格調査制度の円滑な運用を図るため、入札公告に本制度を適用することなど必要な事項を記載するとともに、設計図書に入札条件(別紙1)を添付し、入札参加者に周知するものとする。

(失格基準価格による判定)

第5 入札執行者は、開札の結果、第3の2の規定による失格基準価格に満たない価格により入札した者にあつては、失格と判定するものとする。ただし、失格基準価格が調査基準価格を上回る場合は、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者を失格と判定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、全ての入札者が失格基準価格に満たない価格により入札した場合は、失格基準価格による判定は行わないものとする。

(落札者決定の保留)

第6 調査基準価格に満たない価格をもって入札し、かつ、第5により失格と判定されなかった者がいるときは、入札執行者は落札者の決定を保留し、地方自治法第234条第3項ただし書の規定により、落札者は後日決定する旨を通知するものとする。

(数値的判断基準による判定)

第6の2 入札執行者は、第6により落札者の決定を保留した場合は、直ちに、予定価格5億円未満の工事においては入札価格が最も低い者(総合評価落札方式にあつては、総合評価点の最も高い者)、予定価格5億円以上の工事においては調査基準価格に満たない価格をもって入札した全ての入札者(第5に規定する失格基準価格による判定により失格となった入札者を除く。)が提出した工事費内訳書(総括)を分析し、発注者の設計額に対する工事費内訳書(総括)の割合が、別紙2に掲げるいずれかの基準に満たない場合は、失格と判定するものとする。

ただし、全ての入札者が別紙2に掲げるいずれかの基準に満たない場合は、発注者の設計額における各費目にそれぞれ別紙2に掲げる基準の割合を乗じて得た額の合計額(1円未満切捨て)に満たない価格により入札した者のみを失格と判定するものとする。

なお、工事費内訳書(総括)の分析に当つては、必要に応じて工事を所管する本庁各課等の長又は地方公所の長(地方公所が広域振興局である場合は、当該広域振興局の部長、部に置く室の長等、農林振興センター、農村整備センター、水産振興センター又は土木センターの所長等。以下「工事所管課長等」という。)の意見を聞くものとする。

2 入札執行者は、入札課長又は広域振興局の審査指導監に前項の結果を速やかに報告するものとする。

3 入札課長又は広域振興局の審査指導監は、前項の規定により入札執行者から報告された判定結果に誤りがないか確認するものとする。

4 入札課長又は入札を執行した地方公所の長は、前項の確認を踏まえ、予定価格5億円未満の工事においては落札候補者を、予定価格5億円以上の工事においては低入札価格調査対象者(以下「調査対象者」という。)又は落札候補者を決定する。

5 入札課長又は入札を執行した地方公所の長は、前項の規定により落札候補者を決定した場合は、当該落札候補者の入札参加資格を審査のうえ、落札者を決定するものとする。

(低入札価格調査の実施)

第7 入札課長は、第6の2第4項の規定により調査対象者を決定した場合(総合評価落札方式にあつては、入札参加資格の審査を行う者の入札金額が調査基準価格を下回る場合に限る。)は、速やか

に工事所管課長等に対し低入札価格調査制度に係る調査の実施に関する通知を行い、また、調査対象者のうち最低の価格をもって入札した者（総合評価落札方式にあつては、総合評価点の最も高い者）に対し入札参加資格を確認するための書類の提出を求め、入札参加資格の審査を行うものとする。

- 2 工事所管課長等は、前項の通知を受けた後、速やかに低入札価格調査実施通知書（様式第20号）により調査対象者へファックスで通知し、別紙3に掲げる資料の提出を求めるものとする。
- 3 前項の通知に当たっては、工事所管課長等は、原則として通知を行う日の翌日から起算して3日以内（岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日を除く。）を提出期限として定め、資料の提出を求めるものとする。
- 4 入札課長は、第1項の審査により調査対象者が入札参加資格を有していると認められた場合は、工事所管課長等にその旨通知するものとする。
- 5 工事所管課長等は、直接工事費の各工種（科目）、共通仮設費及び現場管理費について、調査対象者の積算額が発注者の設計額に予定価格に対する調査基準価格の割合を乗じて得られた額に満たないものを重点調査項目と決定し、調査対象者に対する書類審査及び聴き取り調査に加えて、下請予定業者及び資機材納入予定業者からの聴き取り調査を実施するものとする。
- 6 工事所管課長等は、必要に応じ、専門技術職員の補助を依頼することができるものとする。
- 7 工事所管課長等は、調査の結果について、別紙4に基づき判定を行い、低入札価格調査票（様式第21号）を作成し、当該調査対象者の入札価格によって、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないかどうかを判断するものとする。
- 8 入札課長は、工事所管課長等と協同して調査を実施するものとする。

（低入札価格調査審査会の審査）

第8 低入札価格調査結果は、入札課長が主宰し、別に定める工事所管課の課長又は担当課長をもって構成する会議（以下「低入札価格調査審査会」という。）において審査するものとする。

- 2 入札課長は、低入札価格調査審査会における審査結果を出納局副局長へ報告するものとする。
- 3 出納局副局長は、前項の報告に基づき、調査内容の適否について決定するものとする。

（落札者の決定等）

第9 出納局副局長は、低入札価格調査審査会の審査結果を踏まえ、調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、当該調査対象者を落札者と決定する。

- 2 出納局副局長は、落札者の決定に当たり特に必要と認められるときは、あらかじめ審議会等に低入札価格調査審査会の審査結果を報告し、審議させることができる。

（調査対象者が2者以上ある場合の取扱い）

第10 調査対象者が2者以上ある場合、工事所管課長等は、第7第2項及び第3項の規定に基づき全調査対象者から同時に資料の提出を求めるものとする。

- 2 前項の規定に基づき全調査対象者から徴収した資料について、原則として最低価格入札者から入札金額の低い順（総合評価落札方式にあつては、総合評価点の高い者から総合評価点の高い順）に、第7から第9の規定に基づき低入札価格調査を実施するものとする。

（入札参加者への通知）

第11 入札課長又は地方公所の長は、第6の2第5項又は第9の規定により落札者を決定したときは、様式第22号により落札者へ、様式第23号により調査の結果落札者とならなかった者へ、様式第24号により他の入札参加者あて当該決定内容を通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札システムにより入札を執行する場合は、前項の様式第24号による入札参加者あて通知を電子入札システムによる通知をもって代えることができる。

(施工管理)

第12 第9の規定により、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者を落札者として決定した場合は、工事所管課長等は低入札価格調査実施工事施工確認票（様式第25号）を作成し、当該工事の施工管理において、調査内容と施工内容が一致するか随時確認するものとする。

2 工事所管課長等は、前項の調査により、低入札価格調査時の内容と異なる施工がなされたとき又は当該工事が完成したときは、低入札価格調査実施工事施工確認票により入札課長に対し報告するものとする。

(追跡調査の実施)

第13 入札課長は、第9の規定に基づき契約の相手方となった者については、調査内容と施工内容が一致するか確認するため、別紙5により追跡調査を実施するものとする。

(適用除外)

第14 特定調達契約に該当する工事については、第3の2、第5及び第6の2を適用しないものとする。

附 則（平成15年1月28日付け総務第1100号）

- 1 この要領は、平成15年2月3日以降に入札公告を行う工事から適用する。
- 2 この要領の適用前に入札公告を行った工事については、なお、従前の例による。

附 則（平成16年3月29日付け総務第1300号）

改正後の要領は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成16年7月8日付け総務第268-1号）

改正後の要領は、平成16年8月1日から適用する。

附 則（平成17年1月27日付け総務第886号）

改正後の要領は、平成17年1月28日から適用する。

附 則（平成17年8月25日付け総務第513-1号）

改正後の要領は、平成17年9月1日から適用する。

附 則（平成18年3月24日付け総務第1125号）

改正後の要領は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年6月21日付け総務第306号）

改正後の要領は、平成19年7月1日から適用する。

附 則（平成19年10月15日付け総務第687号）

改正後の要領は、平成19年10月22日から適用する。

附 則（平成21年1月19日付け総務第929号）

改正後の要領は、平成21年2月1日から適用する。

附 則（平成21年3月30日付け総務第1252号）

改正後の要領は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成21年5月18日付け総務第149号）

改正後の要領は、平成21年6月1日から適用する。

附 則（平成21年10月30日付け総務第720号）

改正後の要領は、平成 21 年 11 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 3 月 15 日付け総務第 1183 号）

改正後の要領は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 23 年 3 月 25 日付け総務第 428 号）

改正後の要領は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 23 年 5 月 16 日付け総務第 23 号）

改正後の要領は、平成 23 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 2 月 16 日付け総務第 261 号）

改正後の要領は、平成 24 年 3 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 5 月 20 日付け総務第 39 号）

改正後の要領は、平成 25 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 7 月 5 日付け総務第 82 号）

改正後の要領は、平成 25 年 7 月 8 日から適用する。

附 則（平成 25 年 10 月 17 日付け総務第 172 号）

1 改正後の要領は、平成 25 年 10 月 17 日から適用する。

2 改正前の消費税法及び地方税法が適用される工事は、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 5 月 9 日付け総務第 37 号）

1 この要領は、平成 28 年 6 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。

2 同日前に入札公告を行った工事については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 5 月 15 日付け総務第 44. 号）

この要領は、平成 29 年 6 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日付け総務第 236 号）

1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。

2 改正前の消費税法及び地方税法が適用される工事については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日付け総務第 242 号）

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。

附 則（令和元年 5 月 16 日付け出総第 9 号）

この要領は、令和元年 6 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 17 日付け出総第 282 号）

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。

附 則（令和 2 年 9 月 16 日付け出総第 160 号）

この要領は、令和 2 年 10 月 1 日以降に締結される契約について適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 8 日付け出総第 345 号）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事から適用する。